

災害時連絡体制マニュアル（案）

一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

災害連絡体制マニュアル

【趣旨】

愛知県訪問看護ステーション協議会（以下、本協議会）は、愛知県内の全訪問看護ステーションが結束し、訪問看護事業の発展とサービスの質向上を目指すことを目的に2014年に設立し2017年より新たに一般社団法人としてスタートした。目的に沿った活動を継続している中で、2024年元旦に発生した能登半島地震、8月の宮崎県日向灘沖を震源とする地震後に南海トラフ地震臨時情報として「巨大地震注意」が発表された。

本協議会には、災害時等のマニュアルがなく、愛知県を直撃すると想定されている南海トラフ地震への備えが早急な課題であると考えられた。

訪問看護ステーションは小規模事業所が多く、1つの事業所での災害対応には限界がある。県内1200余か所の事業所が活動しているが、地域によっては横の繋がりは薄く災害時における連携は図れていない状況がある。そこで今回、災害時の自助とともに近隣の訪問看護ステーションと連携を図り（互助）、必要な地域に必要な支援が速やかに届くことで、地域で暮らす人々の減災と訪問看護ステーション自体の事業継続を図るための災害時連絡体制マニュアルを作成した。

1. 目的

本協議会は、災害発生時、必要な地域に必要な支援が速やかに届くことで、地域で暮らす人々の減災と愛知県内の訪問看護ステーションの事業継続を図るための情報共有を基本とした活動を行う。

2. 基本的な活動

- ① 日頃からの各地区での訪問看護ステーション間の顔の見える連携を推進する
- ② 発災時は理事間で被災状況の情報共有を行い、看護協会など関係機関へ情報提供する
- ③ 発災時は理事より、各地区における被災状況を地区担当の訪問看護ステーションに発信する
- ④ 発災後の各地区の被災状況と訪問看護ステーションへの必要な支援を把握する

3. 連携体制フローチャート

災害発生時の訪問看護ステーションと本協議会、地区理事及び各地区連絡会および愛知県看護協会や自治体等との連絡・連携のしくみを以下に示す。(別紙1)

各訪問看護ステーションが行うこと

- ① 地区連絡会の連絡網に自訪問看護ステーションの被災状況を報告する
- ② 自訪問看護ステーションの被災状況などを事業所災害状況報告書（QRコードから入力）（別紙2）により報告する

- ③ 地区連絡会代表者から、地域の被災状況等の情報を得る。

各地区連絡会代表者等が行うこと

- ① 日頃からの連絡網を活用し、地区の訪問看護ステーションの被災状況等の確認をする
- ② 地区の被災状況を担当地区理事と共有する
- ③ 地区理事から情報提供された地域の被災状況を各訪問看護ステーションに伝達する

地区理事が行うこと

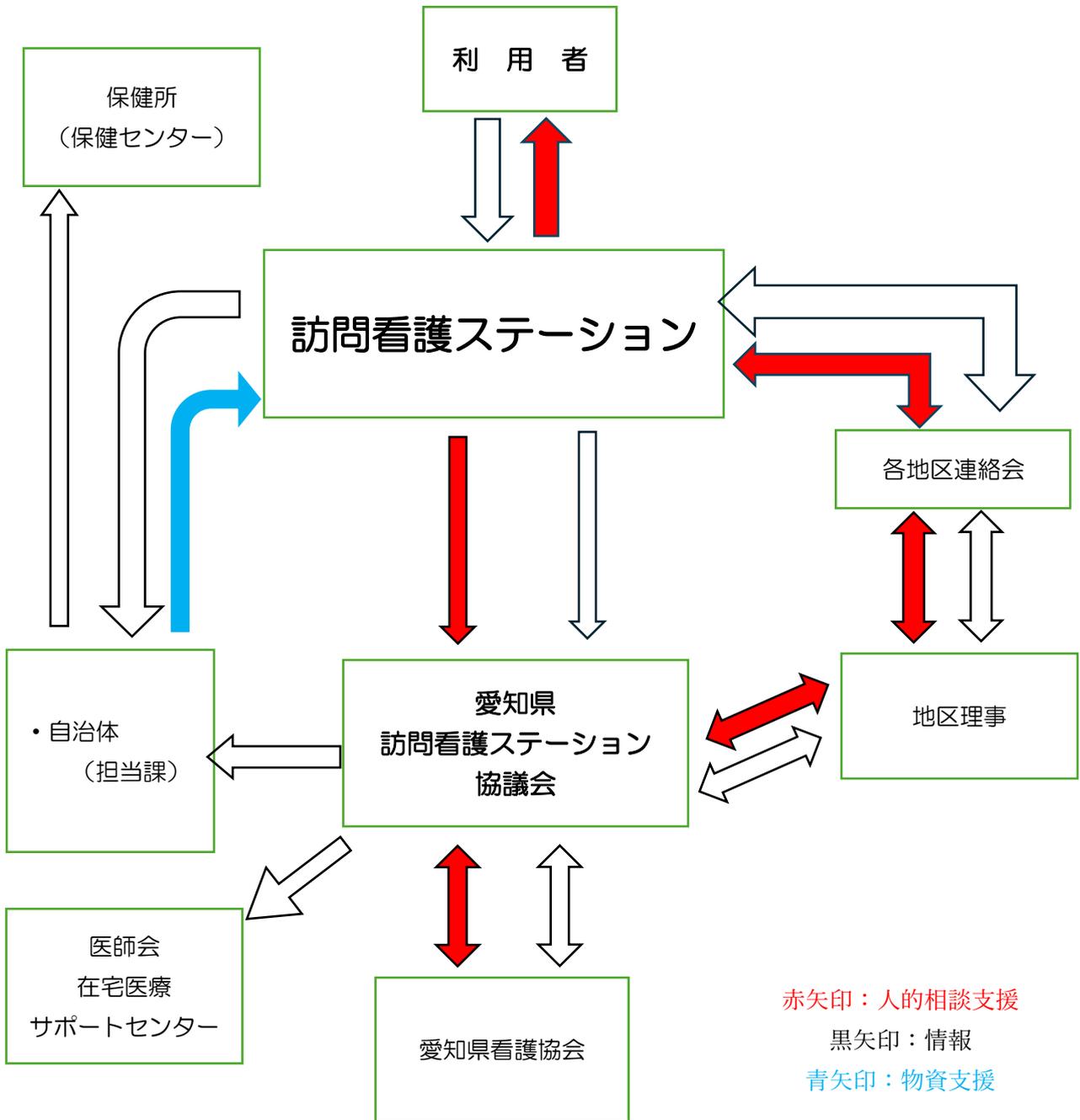
- ① 各地区連絡会代表者と緊急時の連絡網を設定する
- ② 発災時には、緊急時の連絡網で各地区連絡会代表者から被災状況を確認する
- ③ 担当地区の被災状況を情報収集し、各地区連絡会代表者に情報提供する
- ④ 協議会の理事間で被災状況の情報を共有する
- ⑤ 各地区の被災状況により、必要に応じて互助の体制について本協議会と相談する

本協議会が行うこと

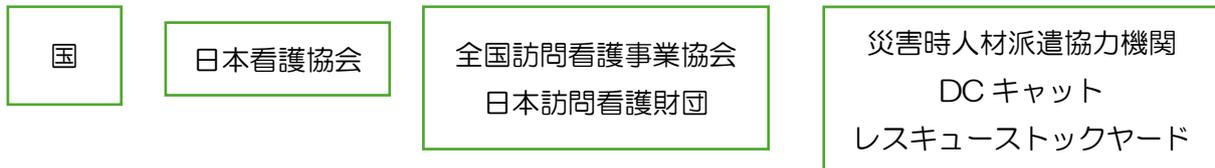
- ① 自治体、愛知県看護協会や医師会等に、集めた被災状況を情報提供し、被災施設の支援につなげる
- ② 地区理事で各地区の被災状況等について情報共有する

(別紙1)

愛知県訪問看護ステーション災害時連携体制フローチャート



<その他の機関>



(別紙 2)

1：事業所災害状況報告書(QRコードから入力)

※日頃から、事業所災害状況報告書のQRコード及び自訪問看護ステーション所在地の医療圏とメールアドレスがわかるようにしておく

1. 訪問看護事業所名
2. 訪問看護ステーションの医療圏
3. 連絡先メールアドレス
4. 連絡先(電話番号)
5. 発災後の日数(発災後1週間目・発災後1ヶ月目及び状況変化時に報告)
1回目(発災後3日目)
2回目(発災後1週間後)
3回目(発災後1ヶ月目)
その他(状況変化時)
6. 人的被害状況 職員の状況
被害なし・負傷者あり・死亡者あり・行方不明者あり
7. 被災状況
 - ①建物の被災 被害なし・被害軽微(使用可能)・被害重大(使用不可)
建物被害内容 建物損壊・浸水被害・雨漏り被害・その他
 - ②ライフライン被害

	被害なし	一部使用可	使用不可
電気の状況(停電)			
自家発電			
水道被害			
トイレの被害			
ガスの供給			
冷暖房の被害			
訪問用車両の被害			
通信状況(インターネットやスマートホンなど)			

③ライフラインの備蓄について

	備蓄あり	備蓄なし
飲料水の確保		
食料の確保		
生活水の確保		
簡易トイレの確保		

毛布や衣類の確保		
ガスの代替設備（カセット等）		
ガソリンの確保（満タン給油）		
モバイルバッテリーの確保		

8. 訪問看護ステーション運営について

運営継続中

運営停止中 → 再開の見込み 発災後、概ね3日以内
 発災後、概ね7日以内
 未定
 その他

9. 支援等の可否について

支援内容		いない	いる	他への支援可能
人的支援				
物資の支援	サージカルマスク			
	ガウン			
	医療用未滅菌手袋			
その他（ ）				

10. 地域の状況

近辺の訪問看護ステーションでお困りのこと、支援が必要な事や避難所関係、道路状況で注意する場所等がありましたら情報をお寄せください。

例：△○訪問看護ステーションが半壊で連絡が取れません
 153号線津島南交差点から稲沢方面で浸水情報あり
 ○○市△△町で崖崩れが起っています

11. その他、事業所運営上でのご相談等について

事業所災害状況報告 QRコード

貴訪問看護ステーションの医療圏 QRコードと URL を別添の一覧より切り取って貼り付けてご使用ください。

平時に記入し、適時見直しをしましょう。

私の訪問看護ステーションの医療圏は、

_____医療圏

私の訪問看護ステーションのメールアドレスは、

令和7年7月

一般社団法人 愛知県訪問看護ステーション協議会

災害マニュアル検討委員会

連絡先：052-746-6007